

## 質問に対する回答書

件 名：津市地域防災情報通信システム（移動系）の次期機種検討に係る整備基本計画書作成業務

上記案件に係る質問に対して、下記のとおり回答します。

仕様書等の箇所	質 問 内 容	回 答
公告 2 入札参加者に必要な資格 (4)無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準（昭和25年電波監理委員会規則第12号）第6条の規定に基づく実験局（260MHz帯、TDMA方式及び4値FSK方式）の無線局免許を自社で取得している者。	電波伝搬調査の実施に当たっては、必要に応じて実験試験局に係る無線局免許を取得、又は電波伝搬調査が適法に実施できるよう実験試験局に必要な無線従事者の登録等の手続きを行ったうえで、電波法その他関係法令に違反しない方法により試験を実施する予定です。つきましては、このような対応を前提として、本業務の実施が可能と理解して差し支えないでしょうか。	今後実験試験局の免許取得（新規申請）を予定している場合につきまして、運用が開始されるまで、相当期間を要すること、また、免許取得が確実でないことが見込まれることから、本業務の参加資格を満たしているとは認められません。 実験試験局に必要な無線従事者の登録等につきまして、既に免許を得ている他社の実験試験局に、自社の無線従事者を登録させる場合（いわゆる二重免許）においては、本業務の参加要件を満たしていると認めます。
仕様書 10 管理技術者 (2)管理技術者は、技術士（電気電子・総合技術管理（電気電子）又はRCCM（電気電子部門）の資格保有者であり、過去5年以内に防災行政無線の整備検討に係る業務経験を有する技術者を定めることとする。	仕様書記載の「技術士」及び「RCCM」につきましては、いずれも国土交通省の建設コンサルタント登録における資格要件と理解しております。 一方、本件業務委託は津市競争入札参加資格者名簿（物品・業務委託）に基づくものであり、建設コンサルタント登録を前提とした発注ではないものと拝察しております。 つきましては、本業務の履行に必要な資格として、電波法上、無線局調査に従事するために必要となる第一級陸上特殊無線技士の資格、及び同種業務の実務経験を証する書類（TECRIS登録証明書等）をもって、技術者としてお認めいただくことは可能でしょうか。	本業務は、整備計画の作成を目的としていることから業務委託により発注を行っております。 また、当該業務においては、豊富な実務経験や知識、電波伝搬調査等を踏まえ、本市の地域特性に応じた、非常用通信手段の次期機種を提案していただく必要があることから、管理技術者として、技術士（電気電子・総合技術管理（電気電子）又はRCCM（電気電子部門）の資格保有者を配置することとしています。 そのため、第一級陸上特殊無線技士の資格者が、本業務と同種の業務の履行実績を有している場合であっても、管理技術者として認めることはできません。